

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規則

- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課）…… 2

公布された法令のあらまし

◎産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第23号）

宅地造成等規制法等の一部改正により、宅地造成工事規制区域の指定制度が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定制度に変更されたこと等を踏まえ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものに規定を追加する等、所要の整備を行うこととした。

規則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第23号

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の2号を加える。

- (5) 土壌汚染対策法第16条第1項又は第2項の規定による届出に基づき行う汚染土壌の搬出に伴う土砂埋立て等
- (6) 土壌汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等

第16条第3項第1号中「土地改良事業」の右に「、これに準ずる事業又は同法第15条第2項に規定する事業」を加える。

第18条第2項中第5号を第11号とし、第4号を第10号とし、第3号を第9号とし、第2号を削り、第1号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文若しくは第30条第1項本文の規定による許可を要する行為又は同法第27条第1項本文の規定による届出を要する行為
- (8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る行為又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る行為

第18条第2項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る行為又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る行為
- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る行為、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る行為又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- (3) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る行為
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る行為又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る行為

(5) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る行為又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る行為

別表第1カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「150ミリグラム」を「45ミリグラム」に改め、同表1,1—ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）の項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、同表シス—1,2—ジクロロエチレンの項中「シス—1,2—ジクロロエチレン」を「1,2—ジクロロエチレン」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

別表第3備考中「掲げる物質が」の右に「、四塩化炭素、1,1—ジクロロエチレン、1,2—ジクロロエチレン」を加え、同表備考中「(1)から(4)まで」を「(1)から(7)まで」に改め、同表備考(1)から備考(4)までを次のように改める。

(1) 四塩化炭素 ジクロロメタン

(2) 1,1—ジクロロエチレン クロロエチレン

(3) 1,2—ジクロロエチレン クロロエチレン

(4) テトラクロロエチレン クロロエチレン、1,1—ジクロロエチレン、1,2—ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

(5) 1,1,1—トリクロロエタン クロロエチレン及び1,1—ジクロロエチレン

(6) 1,1,2—トリクロロエタン クロロエチレン、1,2—ジクロロエタン、1,1—ジクロロエチレン及び1,2—ジクロロエチレン

(7) トリクロロエチレン クロロエチレン、1,1—ジクロロエチレン及び1,2—ジクロロエチレン

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けた行為については、この規則による改正後の産業廃棄物等の不適正な処分の防止に関する条例施行規則第18条第2項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。